

お知らせ 令和4年度の国民健康保険税の税率等を決定

税務課 ☎ 43-5213

【表】令和4年度の税率等

※税率・金額の () 内は昨年度

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.4% (改正なし)	2.82% (改正なし)	2.23% (2.0%)
資産割 (固定資産税額×税率)	7.5% (11.25%)	2.5% (3.75%)	1.24% (1.86%)
均等割 (1人あたり)	2万6,500円 (改正なし)	1万1,000円 (改正なし)	1万2,000円 (改正なし)
平等割 (1世帯あたり)	2万4,600円 (改正なし)	6,600円 (改正なし)	4,100円 (改正なし)
課税限度額	65万円 (63万円)	20万円 (19万円)	17万円 (改正なし)

※課税所得金額…前年中の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額

令和4年度の国民健康保険税率等が決まりました【表】。昨年度より税率の変更があります。また、法令により課税限度額が変更され、今年度より未就学児にかかる均等割額が2分の1減額されます。

◆未就学児にかかる均等割額の軽減
今年度から、未就学児(令和4年度は平成28年4月2日以降生まれ)にかかる均等割額が2分の1減額されます。

額が2分の1減額されます。※軽減世帯に該当する場合は軽減後の均等割額から2分の1減額されます。ただし、未就学児の均等割額軽減後、課税限度額を超える世帯は課税限度額での課税となります。

◆年金からの特別徴収(天引き)で納付する世帯
申請により口座振替へ変更することができません。

お知らせ 低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金

子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、一時金が支給されます。

ひとり親世帯分
▽支給対象者
①4月分の児童扶養手当の支給対象者
②公的年金等を受けているため児童扶養手当を受けていない人
③家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

▽給付額
児童1人あたり一律5万円

▽申請手続き
・4月分の児童扶養手当の支給対象者は申請不要、6月末に支給済み。
・その他の支給対象者は申請が必要です。

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

ひとり親以外の子育て世帯分
▽支給対象者 次の①②の両方に当てはまる人
①18歳未満の児童(令和4年3月31日時点。障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等

※令和5年2月28日までに生まれた児童も対象
②令和4年度住民税(均等割)が非課税の人、または1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
※ひとり親世帯の人も対象となりますが、「ひとり親世帯分」の特別給付金を受けたい人は対象外となります

▽給付額
児童1人あたり一律5万円

▽申請手続き
・4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(公務員除く)で住民税(均等割)が非課税の人は申請不要、6月末に支給済み。
・その他の人(高校生のみを養育している人、収入が急変した人、公務員など)は申請が必要です。

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

国保税について…税務課 ☎ 43-5213
保険料について…長寿・保険課 ☎ 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象世帯(対象被保険者)
新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が(①)

①死亡または重篤な傷病を負った世帯(に属する被保険者)
②事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少する世帯のうち、主たる生計維持者が次の(1)～(3)の条件

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合および介護保険料については(1)および(3)すべてに当てはまる世帯(に属する被保険者)

(1)事業収入等のいずれかが前年の10分の3以上減少見込み(2)前年の所得の合計額が1000万円以下(3)減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

減免額 ①の場合は全額免除。②の場合は前年の所得等にに応じて一部または全額を減免します。

※納付が困難な場合は、支払いの猶予を受けられる場合がありますのでご相談ください

お知らせ 後期高齢者医療制度・介護保険制度 保険料額決定通知・後期高齢者医療被保険者証の送付

長寿・保険課 ☎ 43-5217

令和4年度後期高齢者医療保険料額および介護保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。両制度では、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料の支払方法
①特別徴収(年金からの天引き)
年金支給時にあらかじめ差し引かれます。
②普通徴収(納付書か口座振替での支払い)
▽後期高齢者医療制度 7月から翌年3月まで毎月納付
▽介護保険制度 8月から偶数月に納付

後期高齢者医療制度 被保険者証は7月下旬送付
被保険者証の更新時期は8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、制度改正により一部負担金の割合が見直され、10月1日から、現行の「1割」「3割」に、新たに「2割」が追加されます。改正に伴い、8月の更新時期にはすべての被保険者に有効期限が9月30日までの被保険者証を交付します。10月以降の被保険者証は9月中旬頃に送付する予定です。

案内 連合商店街プレミアム付商品券を販売

連合商店街コールセンター ☎ 43-5611

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を回復するために、市内の商店街が連合体となつて、市内で広く利用できる期間限定のプレミアム付商品券事業を行います。ぜひ、身近にある商店街・小売市場をご利用ください。

プレミアム付商品券について
1セット6000円分(500円×12枚つづり)の商品券を5000円で販売します。1世帯につき10セット(5万円)まで購入できます。

6月中旬に、市内各世帯に「予約申込書」を送付しています。申込書の提出の締切は7月7日(当日消印有効)です。

申込後に「引換券ハガキ」が届いた人は、指定日に郵便局で商品券を購入してください。

商品券の使用可能期間
8月1日(月)～9月30日(金)

商品券の使用可能店舗
566店舗(6月21日現在)
※店舗一覧や事業の詳細は、市ホームページに掲載しています



案内 「社会を明るくする運動」強調月間・「再犯防止」啓発月間

市推進委員会事務局(市民協働課内) ☎ 43-5244

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・「再犯防止」啓発月間です。

この運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的に全国で実施されます。犯罪や非行を繰り返すことのないよう支援し、安全で安心な暮らしをかなえるために自分には何ができるのかを、皆さんで考えてみましょう。

今年、次のとおり啓発イベントを実施します。

日時 7月9日(土) 午後2時～
場所 ショッピングセンター・シーパ
内容 開会セレモニー、ちびっ子おまわりさん(園児)による啓発グッズの配布、刑務所作業製品展示即売会(午前10時～午後3時まで)

◆刑務所作業製品とは、全国の刑務所、少年刑務所、拘留所等で受刑者が社会復帰に備え、刑務作業で丹精こめて作成した製品です。作業製品を購入することで、受刑者の更生への支援につながります。